平成２４年（フ）第２８３号
山梨県笛吹市一宮町中尾７番地２　桃の里団地405
債務者　馬渕　加奈
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
長野県安曇野市明科中川手6824番地42
債務者　山﨑ふみ子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４５号
長野県伊那市前原7381番地１
債務者　北林　夕子（旧姓渋谷・小坂）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第４６号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪7566番地１　ルビーハウスＣ
債務者　芳原　嘉男
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第４８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10333番地１　ハイツミレニアムＤ
債務者　竹中　利彦
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第５０号
長野県上伊那郡飯島町本郷2215番地１
債務者　宮崎　佳正
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第６９号
岐阜県高山市塩屋町1215番地５
債務者　宮ノ脇和美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
三重県四日市市三滝台２丁目23番地11
債務者　西尾　　守
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
三重県四日市市大字茂福231番地１　市営住宅１棟29号
債務者　山口　真以
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
三重県桑名市西正和台２丁目７番地10
債務者　村田しのぶ（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
三重県三重郡菰野町大字永井3823番地２
債務者　近藤　圭奈（旧姓迫田）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
鳥取県米子市下新印74番地
債務者　遠藤　紘美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１０２号
山口県下関市菊川町大字田部1137番地15
債務者　中島　久雄
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
山口県下関市豊浦町大字川棚7114番地
債務者　林　フミ子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
山口県下関市川中豊町６丁目３番32号　ハイツユーカリ103号
債務者　森脇有岐夫
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
徳島県海部郡海陽町高園字松木谷49番地１
債務者　沼田かおる（旧姓栗須）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２６号
徳島県那賀郡那賀町延野字四百場154番地２
債務者　中西　　**隆**
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部